

「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令及び水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」の公布について 平成 28 年 11 月 15 日公布

改正の概要

(1) 亜鉛含有量に係る暫定排水基準について

現在暫定排水基準が設定されている 3 業種について、現行の暫定排水基準（5mg/L）を維持し、適用期限を 5 年間延長（平成 33 年 12 月 10 日まで）。

- ① 金属鋳業
- ② 電気めっき業
- ③ 下水道業（金属鋳業又は電気めっき業に属する特定事業場から排出されている水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。）

(2) カドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準について

現在暫定排水基準が設定されている 4 業種のうち、今般適用期限を迎える 2 業種について、現行の暫定排水基準を維持し、適用期限を以下のとおり延長。

- ① 金属鋳業
適用期限の延長期間：3 年間（平成 31 年 11 月 30 日まで）
- ② 溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。）
適用期限の延長期間：1 年間（平成 29 年 11 月 30 日まで）

亜鉛含有量に係る暫定排水基準		施行日：平成 28 年 12 月 11 日
業種	現行	改正後
	(H23.12.11~H28.12.10)	(H28.12.11~H33.12.10)
金属鋳業	5 mg/L	5 mg/L
電気めっき業	5 mg/L	5 mg/L
下水道業（金属鋳業又は電気めっき業の排水を受け入れているもので一定のもの）	5 mg/L	5 mg/L
カドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準		施行日：平成 28 年 12 月 1 日
業種	現行	改正後
金属鋳業	0.08mg/L (H26.12.1~H28.11.30)	0.08 mg/L (H28.12.1~H31.11.30)
溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。）	0.1 mg/L (H26.12.1~H28.11.30)	0.1 mg/L (H28.12.1~H29.11.30)
非鉄金属第一次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）	0.09 mg/L ※ (H26.12.1~H29.11.30)	
非鉄金属第二次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）	0.09 mg/L ※ (H26.12.1~H29.11.30)	

※今回見直しの対象外

詳細は環境省ホームページをご覧ください。（環境省報道発表より）